

福岡県軽費老人ホーム事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第24条第2項の規定に基づき、同法第15条第5項に定める軽費老人ホーム（以下「施設」という。）に対して交付する事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第1条の2 補助金は、施設を設置する社会福祉法人等に対し、施設の事業費の一部を補助することにより、施設の入所者の負担を軽減し、もって高齢者福祉の向上を図ることを目的とする。

(補助金の交付基準)

第2条 補助金の交付は、福岡県軽費老人ホーム利用料等取扱要綱の定めるところにより、事業費の一部を減免した施設を運営する者に対して、当該減免した額（算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）の範囲内で行うものとする。ただし、市町村の経営する施設以外の施設を運営する者については、当該減免した額に民間施設給与等改善費を合算した額（算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）の範囲内で行うものとする。

(事業費の範囲及び補助率)

第3条 補助金の交付の対象となる事業費の範囲及び補助率は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助率
職員の給料、その他の諸手当、旅費、庁費、被服費、修繕費、嘱託医手当、社会保険事業主負担金及び利用者保健衛生費	10分の10

(補助金交付の対象としない者)

第4条 次に掲げる者は、補助の対象としないことができる。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 福岡県養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年福岡県条例第54号）第17条において準用する同条例第6条の2の規定に違反している施設を運営する者
- (3) 次に掲げる暴力団又は法第2条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有

する者

イ 暴力団員が事業主又は役員等に就任している者

ロ 暴力団員が実質的に運営している者

ハ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

ニ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している者

ホ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者

ヘ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者

(交付の条件)

第4条の2 補助金の交付については、次の条件を付すものとする。

(1) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(2) 補助事業者は、補助事業の遂行又は支出状況について知事の要求があったときには、速やかに知事に報告しなければならない。

(交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助事業について、知事が別に指示する期日までに当該年度分の補助金交付申請書（様式第1号）に誓約書（様式第1号の2）を添えて、知事に提出しなければならない。なお、年度の中途において新たに施設を開所した者については、その開所日後に申請できるものとする。

(変更交付申請)

第5条の2 補助事業者は、補助事業の内容の変更をする場合（補助金の額の増減額が1割未満となる場合を除く。）又は知事が指示する場合には、知事が別に指示する期日までに補助金変更交付申請書（様式第2号）により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をする場合は、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第5条の3 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

(補助金交付の決定)

第6条 知事は、第5条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 補助事業者が、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第4号)に補助金の交付決定通知の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 知事は、前条の規定による請求書の提出があったときは、その内容を審査し、財政経理上必要と認めたときは、補助金の概算払をすることができる。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、翌年度の4月30日までに補助金実績報告書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条の補助金実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(備付書類)

第11条 補助事業者は、補助事業及び経費の収支に関する状況を明らかにした書類を作成し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しておかなければならない。

(財産の処分の制限)

第12条 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により、厚生大臣が別に定める期間を経過するまで知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(財産の保管)

第13条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率

的運営を図らなければならない。

(財産の処分)

第 14 条 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(補助金の返還)

第 15 条 補助事業者が、交付の条件又は次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (2) 補助金及び利用者から徴収した事業費相当額が、第 3 条に規定する事業費以外の経費に使用されていたとき。
- (3) 第 4 条に掲げる者に該当したとき。
- (4) 不正に補助金の交付を受けていたとき。

附 則

この要綱は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行し、昭和 53 年度から令和 10 年度までの補助金について適用する。

附 則

この要綱は、昭和 55 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 22 日から施行し、改正後の福岡県軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱の規定は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、改正後の福岡県軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱の規定は、平成 29 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行し、改正後の福岡県軽費老人ホーム事業費補助金交付要綱の規定は、平成31年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月7日から施行し、改正後の福岡県軽費老人ホーム事業費補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。